

BCPの時こそテレワーク！

■ 貴社のBCPの時の対策について教えてください。

弊社は就労継続支援 A 型事業所という、障がいや難病をお持ちの方に仕事をしていただく場所…障がい者の方々の職場となっております。

利用者の中には能力的に高度ではあるものの身体障害、精神障害をもつ方が多く通勤に支障がある方が多く居られます。うつ病・パニック障害・統合失調症・極度の緊張により急性大腸炎になる方も居られ、人混みや多くの人の声・視線に耐えられないことからバス・電車など通勤時に公共交通機関を利用することが困難でした。そのため欠勤・遅刻が多くあり、なかなか収入が増えないことや仕事ができないことからの不安が増加していました。そういった方たちにテレワークをしていただくことで、心身ともに安定した勤務の継続に繋がり、収入向上にも繋がっていております。

弊社の仕事ではアートとサービス業を 2 本柱としており、その中でもアート・ハンドメイドの業務をテレワークでしていただいております。

ただ、利用者の方にテレワークをしていただく際には仕事状況の把握が可能な職員が出勤する必要があるため、BCP 発生時に職員が出勤・勤務が不可能であったり事業所が休業となればテレワークへの対応が不可能となり、利用者の方も休みとならざるを得なくなります。職員の配置については社内の規定ではなく、福祉の規定として従うべきものであります。

■ どんなBCPの状況の時にテレワークを実施しますか？

職員が出勤可能な場合は利用者さんにもテレワークで仕事をしていただくことが可能です。

いかなる BCP 時のも、勤務をテレワークで行おうと思えば不可能ではないのですが、テレワーク開始にあたっての届け出や書類準備などの手順を踏む必要や、事業所内での職員の配置の必要があり、障がい者総合支援法の中で動く必要性から BCP 発生時にすぐ希望者全員をテレワークでということが難しいのが現状であります。

厚生労働省へは、BCP 発生時には特例として職員自身がテレワークで利用者の方の状況把握が出来るようにするなど、職員の配置および対象利用者の制限解除など柔軟な対応を望んでいます。

■ 事前に周知などアナウンスしていますか？それとも自己判断で実施するのですか？

朝 7 時の時点で暴風警報または特別警報が発令されていた場合は事業所自体が休業になります。台風など警報の予測が可能な時には事前にアナウンスをするほか、各部署掲示物で前もって周知、当日には社内専用の LINE@ を用いて連絡をしています。

事業所自体が休業となった際には、その日は公休扱いとなります。その際には社内規定にのっとり、もともとの公休を勤務日とし振り替えて勤務をします。

■どうしても会社へ行かねばならない場合はどのように対処していますか？

台風など予測がつく場合は、可能な者は会社の近隣ホテルに前泊し徒歩で出勤できるようにしています。

■BCP時のテレワークをしている様子、シーン、等画像をお寄せください。



スカイプを活用することでテレビ電話が出来るため、手元を見ながら・見せながら仕事状況が把握出来、質疑応答もスムーズです。



アート・ハンドメイドの制作は、日々成果写真の送付をして進捗報告をしています。

パソコン操作が苦手な人でもテレワークでの勤務が実現しました。